

令和5年2月

大治町農業委員会
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 2 月 2 1 日 (火)
午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 0 時 4 5 分
- 2 開催場所 大治町役場 第 3 会議室
- 3 出席者 11 名
- 4 欠席委員 0 名
- 5 議事日程

①	若山善之	②	吉田慎司	③	成田照幸	④	鈴木俊明
⑤	安井宗一	⑥	立松 稔	⑦	八神一朗	⑧	丹羽真弓
⑨	前田幹雄	⑩	浅井 博	⑪	鈴木夕子	⑫	

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処理について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木昌樹

事務局 山崎智子

~~長谷川隼人~~

中野貴由

7 会議の概要

発言者	内容
-----	----

事務局長	定刻となりましたので、ただいまから農業委員会を始めます。
会長	会議に先立ちまして、若山会長から一言あいさつを頂きます。 (あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 これより議事に入ります。進行につきましては、農業委員会会議規則第 4 条によりまして、会長にお願いしたいと思いますので、以後の取り回しをよろしくお願いします。
会長	ただ今から令和 5 年第 2 回総会を開会します。それでは議事に入る前に大治町農業委員会会議規則第 18 条第 2 項に基づき、11 番 鈴木 夕子 委員、2 番 吉田 慎司委員を議事録署名者に指名いたします。 それでは、議事に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。
事務局	議案第 1 号、議案第 2 号、報告第 3 号、報告 4 号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。
	説明いたします。本日は、3 条 3 件、4 条 4 件、5 条 11 件です。
	まず、議案第 1 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてご説明します。
	令和 5 年 4 月 1 日に、農業委員会法が改正され、これまで努力義務であった「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定が、今年の 4 月から義務付けされます。
	よって、大治町農業委員会においても、この「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定める必要があることから、指針案を議題として挙げさせていただきます。
	農業委員会における「最適化活動」においては、本来、①「農地の集積・集約に係る目標」②「新規農業者の参入に係る目標」、③「遊休農地の解消に係る目標」の 3 大目標を掲げる必要がありますが、大治町は「全域が市街化区域に含まれた地域」のカテゴリ（全国で 39 市町村のみ）に分類され、①と②は必須目標ではないことから、③の「遊休農地の解消に係る目標」を中心として指針案を作

成しました。

この指針案を議案に挙げさせていただき、委員の皆さまと協議し、総会内での承認を得ることで、指針を定め、公表させていただく予定です。

では、指針案をご覧ください。

第1 基本的な考え方～

「この指針は、大治町が目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の任期満了の年度である令和8年度において検討・見直しを行う。」とありますが、農林水産省のガイドラインにおいては、農業委員の任期が満了し、新たな農業委員が任命された後、速やかに見直すこととなっています。

よって、3年後の令和8年度に農業委員の任期が満了し、新農業委員発足後速やかにこの指針を更新するものとします。

3年後の見直し時期にその時点での農地面積や遊休農地の状況を鑑み、指針の見直し・更新を行っていくものになります。

「単年度の具体的な活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。とございますが、大治町の場合は、別添の資料にあります「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の2ページ目「(2) 遊休農地の解消」欄に記載された事項になります。

次に、第2 具体的な目標・推進方法及び評価方法 ですが、

(1) 遊休農地の解消目標について の下に ○管内の農地面積推移予想とあり、さらにその下に表がございます。これは、現状から3年後の令和9年3月の農地面積の推移を予想したものとなります。

ここに記載された数字については、過去5年の農地の減少率の平均を掛けたものになります。

あくまで予想なので、このとおりとなるとは限りませんが、3年に一度の指針の見直しのタイミング毎に実数値を記載していきます。

次に○遊休農地の解消目標 とあります。

こちらは、現状から3年後の令和9年3月を目標とした遊休農地面積となります。

大治町をはじめ、海部管内全域では、遊休農地は現在0となっており、3年後においても、目指す数値は0を目指すものです。

要は、遊休農地を発生させないことを目標としたものになります。

次に、(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法ですが、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について とあります。

利用状況調査とは、毎年10～11月ごろに委員の皆さまに行っていただいております、担当区域での農地の現状を確認するための調査になります。

また、利用意向調査とは、毎年行う利用状況調査において、農地の耕作がされず、著しく荒廃し、今後農地として営農することができず、遊休農地として判断された農地があった場合、その農地所有者を対象に、今後の農地の管理や営農に関する意向を調査するものになります。

端的に言えば、大治町農業委員会委員は、利用状況調査を毎年行って、日ごろの活動としては、違反転用の防止とか、早期発見とか、農地の適切な営農がされているかとか、農地パトロールを日常的に行うというものになります。

また、「農業委員会サポートシステム」というものは、事務局側で管理しております農家台帳や農地台帳をデータで一括管理、運用できるシステムで、農地の転用や所有権移転があった場合に日々データを更新しております。

「非農地判断」とは、利用状況調査において、再生困難と判断した場合に、農業委員会サポートシステムの農地台帳のデータを「非農地判断」と位置づけすることにより、現況がどのようなになっているかを一目で判断できるよう、また、他農地との区分を明確にするために行うものになります。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法ですが、

別添の「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。

これは、農業委員の一年分活動内容を町ホームページに公表するものになります。

内容としては、主に遊休農地の解消に係る事柄になりますが、一番最後の項目を見ていただきますとわかるように、【推進委員等の点検・評価結果】とあります。

これは、一年分の委員の皆さまの活動を、決められた採点方法により事務局が採点し、それぞれの標語に割り振り、標語ごとの人数を表記するものになります。

これは、日ごろから皆さまに提出していただいております活動記録簿に記載された日数において、月に何日活動しているかなどを判断し、採点するものになります。

議案第1号については、以上となります。

続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

番号1、
受付年月日 令和5年2月14日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子稻家**番、地目 田、地積 350㎡、譲渡人 **** 1/2 **** 1/2、譲受人 ****、
申請の事由、譲受人の農地拡大。譲渡人の農地縮小
申請書には、農作業従事日数***120日と記入されています。
以上の申請地の現場確認を行いましたところ、農地として良好な状態で管理されていました。

下限面積の有無	有
申請者以外の耕作従事者	無
農機具の有無	無
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付可能
指導事項	なし

	<table><tr><td>その他特記事項</td><td>なし</td></tr></table>	その他特記事項	なし												
その他特記事項	なし														
(参考) 現況については、東は畑、西は雑種地、南は宅地、北は雑種地です。															
番号 2、 受付年月日 令和5年2月14日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子山ノ浦**番、地目 田、地積 198㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****、申請の事由、譲受人の農地拡大。譲渡人の農地縮、 申請書には、農作業従事日数***120日と記入されています。 以上の申請地の現場確認を行いましたところ、農地として良好な状態で管理されていました。															
<table><tr><td>下限面積の有無</td><td>有</td></tr><tr><td>申請者以外の耕作従事者</td><td>無</td></tr><tr><td>農機具の有無</td><td>無</td></tr><tr><td>事情聴取の有無</td><td>有（農業を行う意思を確認）</td></tr><tr><td>許可申請地の状況</td><td>作付可能</td></tr><tr><td>指導事項</td><td>なし</td></tr><tr><td>その他特記事項</td><td>なし</td></tr></table>		下限面積の有無	有	申請者以外の耕作従事者	無	農機具の有無	無	事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）	許可申請地の状況	作付可能	指導事項	なし	その他特記事項	なし
下限面積の有無	有														
申請者以外の耕作従事者	無														
農機具の有無	無														
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）														
許可申請地の状況	作付可能														
指導事項	なし														
その他特記事項	なし														
(参考) 現況については、東は雑種地、西は宅地、南は宅地と雑種地、北は宅地と雑種地です。															
番号 3、 受付年月日 令和5年2月14日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子山ノ浦**番、地目 畑、地積 548㎡、譲渡人 ****、譲受人 **** 1/10 **** 9/10、 申請の事由、譲受人の農地拡大。譲渡人の農地縮小 申請書には、農作業従事日数***60日、子***60日、と記入されています。															

以上の申請地の現場確認を行いましたところ、農地として良好な状態で管理されていました。

下限面積の有無	有
申請者以外の耕作従事者	子
農機具の有無	無
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付可能
指導事項	なし
その他特記事項	なし

（参考）現況については、東は雑種地、西は宅地、南は道路（赤道）、北は宅地です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますが、一度ご審議いただきますようお願いいたします

次に、報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、

受付年月日 令和5年1月4日、処理年月日 令和5年1月13日、土地の所在 西条殿池**番、地目 田、地積 784 m²、1279 m²の内一部転用届出者 ****、 駐車場です。
現況については、東は田、西は宅地、南は水路、北は水路です。

番号2、

受付年月日 令和5年1月4日、処理年月日 令和5年1月13日、土地の所在 砂子中割**番、地目 田、地積 575 m²、届出者 ***、 共同住宅です。
現況については、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。

番号3、

受付年月日 令和5年1月23日、処理年月日 令和5年2月3日、
土地の所在 花常フケ**番、地目 田、地積 531㎡、届出者 **
***、 資材置場です。

現況については、東は宅地、西は田、南は田、北は道路です。

番号4、

受付年月日 令和5年1月30日、処理年月日 令和5年2月6日、
土地の所在 砂子西腰掛畑**番、地目 畑、地積 188㎡、届出
者 ****、 資材置場・駐車場です。

現況については、東は道路、西は道路（水環散策路）、南は宅地、
北は畑です。

次に、報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転
用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、

受付年月日 令和4年12月26日、処理年月日 令和5年1月6
日、権利の別 所有権、土地の所在 西條南井口**番、地目 田、
地積 231㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、宅地分譲
です。

現況については、東は畑、西は畑、南は宅地、北は道路です。

番号2、

受付年月日 令和5年1月6日、処理年月日 令和5年1月16日、
権利の別 所有権、土地の所在 東條郷前**番、地目 田、地積 1
41㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、戸建住宅です。

現況については、東は道路、西は宅地、南は道路、北は畑です。

番号3、

受付年月日 令和5年1月12日、処理年月日 令和5年1月24
日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧前田**番、地目 田、
地積 117㎡、譲渡人 (株)****、譲受人 ****、住宅建築
です。R4.10.14 5条届出

現況については、東は道路、西は道路、南は道路、北は雑種地です。

	番号4、 受付年月日 令和5年1月16日、処理年月日 令和5年1月24日、権利の別 所有権、土地の所在 西條狐海道**番、地目 田、地積 223 m²、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、駐車場です。R1.5.28 5条届出 現況については、東は道路、西は雑種地、南は道路、北は雑種地です。 番号5、 受付年月日 令和5年1月26日、処理年月日 令和5年2月6日、権利の別 所有権、土地の所在 堀之内深田**番、地目 田、地積 188 m²、土地の所在 堀之内深田**番、地目 田、地積 9.91 m²、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、共同住宅です。 現況については、東は雑種地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。 番号6、 受付年月日 令和5年1月26日、処理年月日 令和5年2月6日、権利の別 所有権、土地の所在 堀之内半之返**番、地目 田、地積 171 m²、土地の所在 堀之内半之返**番、地目 田、地積 6.20 m²、譲渡人 ****、譲受人 ****、共同住宅です。 現況については、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。 番号7、 受付年月日 令和5年1月30日、処理年月日 令和5年2月6日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子西腰掛畑**番、地目 畑、地積 116 m²、譲渡人 **** 持分1/2 **** 持分1/2、譲受人 ****、資材置場・駐車場です。 現況については、東は道路、西は雑種地、南は雑種地、北は雑種地です。 番号8、 受付年月日 令和5年1月30日、 処理年月日 令和5年2月6日、権利の別 所有権、土地の所在 花常出口**番、地目 田、地積 318 m²、譲渡人 **** (相続人 ****)、譲受人 (有)****、駐車場です。
--	---

	現況については、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。 番号9、 受付年月日 令和5年1月31日、処理年月日 令和5年2月10日、土地の所在 西條七反田**番、地目 田、地積 119㎡、土地の所在 西條七反田**番、地目 田、地積 23㎡、51㎡のうち、賃貸人 ****、賃借人 (株)****、倉庫建設です。 現況については、東は田、西は道路、南は田、北は田です。 番号10、 受付年月日 令和5年2月1日、処理年月日 令和5年2月10日、権利の別 所有権、土地の所在 花常堀之内境**番、地目 畑、地積 132㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****・****、住宅建築です。 現況については、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地です。 番号11、 受付年月日 令和5年2月1日、処理年月日 令和5年2月10日、権利の別 所有権、土地の所在 花常堀之内境**番、地目 畑、地積 136㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****、住宅建築です。 現況については、東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。 説明は以上です。
会長	ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び意見のある方の発言を許可します。 (質疑なし)
会長	他に質疑及び意見もないようですので、議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手)
会長	挙手全員であります。

会長	よって、議案第 1 号については、承認するものとします。 続いて、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請書について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員であります。 よって、議案第 2 号については、承認するものとします。
事務局	以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重審議を賜りありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。 連絡事項の説明を事務局に求めます。 その他連絡事項でございますが、次回の総会は 3 月 22 日を予定しております。その際、2 月分の農業委員活動記録簿を持参頂きますようお願いいたします。 以上でございます。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議 長)

若山 善之

(委 員)

鈴木 夕子

(委 員)

吉田 慎司